

「海外宝くじに当たった」というダイレクトメールにご注意！

【事例】「おめでとうございます。8,000万円の公営宝くじに当選しました」というダイレクトメールがオーストラリアから届いた。また、「手数料3千円が必要。支払い方法は現金書留、郵便為替、またはクレジットカードのいずれかで行うように」と書いてあった。信用できるだろうか。（60代 男性）

申し込んだ覚えがないのに、海外宝くじが当選したという内容のダイレクトメールが送られてきたという相談が最近また目立ってきています。申し込んでいない海外宝くじが当たるといえることはありえないのに、まるで当選したかのような文面で錯覚させ手数料を振り込ませたり、当選金を受け取るための登録と見せかけて、実際には海外宝くじの購入申込みをさせるのが目的です。

また、申込書に「毎月参加費を引き落とすことを了承する」などの文言を目立たないように紛れ込ませていることもあります。一度だけの引き落としのつもりでクレジットカードの番号を知らせたのに、次々と引き落とされてしまい、クレジットの引き落としが止まらないといった相談も寄せられています。

【消費者へのアドバイス】

- ①ダイレクトメールの「海外宝くじに当選した」等の誘い文句に惑わされず、無視しましょう。絶対にお金を支払ってはいけません。また、業者に確認しようと連絡をするのもやめましょう。業者に消費者の個人情報を知られてしまい、連絡をしたとたん大量のダイレクトメールが届くようになったという事例もあります。
- ②クレジットカード番号等の個人情報を知らせるのは危険です。何度も引き落とされるトラブルに巻き込まれる恐れがあります。特に海外宝くじ業者の窓口は国内にないことが多く、海外の業者が関わるクレジット契約の場合、連絡先が不明であるなど、トラブルの解決が難しく、被害の回復が非常に困難です。
- ③日本では、総務大臣の許可を受けた都道府県や特定の地方自治体だけが宝くじを発売でき、それ以外は富くじとして刑法187条（富くじ発売等）により発売、取次ぎ、授受が禁止されています。国内で海外宝くじを買うのは法律に違反する行為となるので絶対にしてはいけません。
- ④海外宝くじの被害に遭ったり、ダイレクトメールでお困りのときは、お近くの消費生活相談窓口にご相談してください。（2011年7月）